

ID: 1726

担当部署: 子ども家庭課

| | | | |
|--|------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 家庭的保育事業等に対する改善命令 | | |
| 法令名 根拠条項 | 児童福祉法 第34条の17第3項 | | |
| 法令番号 | 昭和22年法律第164号 | | |
| 【基準】 法第34条の17第3項の規定による。 第34条の17 3 市町村長は、家庭的保育事業等が前条第1項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を勧告し、又はその事業を行う者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。 | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年7月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |